

ふじみ野市印鑑条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、<u>住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)</u>第5条の規定により市が備える住民基本台帳をいう。第7条第2項第1号において同じ。)に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、これに前条の規定により登録することとした印鑑及び当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)</u>第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。))の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> | <p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、<u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)</u>に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、これに前条の規定により登録することとした印鑑及び当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 氏名(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))に係る住民票に通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。))が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> |

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

2 (略)

3 市長は、前2項に規定する事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

(登録印鑑)

第7条 (略)

2 第5条の規定にかかわらず、市長は、登録を受けようとする印鑑の印が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票の職権抹消)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

2 (略)

3 市長は、前2項に規定する事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第16条において同じ。)をもって調製することができる。

(登録印鑑)

第7条 (略)

2 第5条の規定にかかわらず、市長は、登録を受けようとする印鑑の印が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票の職権抹消)

第14条 市長は、印鑑登録を受けている者について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、職権でその者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。この場合において、当該抹消が第3号、第4号又は第6号に規定する事由によるときは、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 氏名、氏(氏に変更があった者)にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更(登録されている印鑑を変更する必要のない場合を除く。)があつたとき。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第16条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印鑑の写し(印鑑登録原票に登録されている印鑑を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる登録事項を記載するものとする。

(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(2)・(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名

第14条 市長は、印鑑登録を受けている者について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、職権でその者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。この場合において、当該抹消が第3号、第4号又は第6号に規定する事由によるときは、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更(登録されている印鑑を変更する必要のない場合を除く。)があつたとき。

(5)・(6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第16条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印鑑の写し(印鑑登録原票に登録されている印鑑を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。)について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる登録事項を記載するものとする。

(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(2)・(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合せたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタ

のカタカナ表記

2 (略)

カナ表記

2 (略)